



# 池田総合特許法律事務所 ニュースレター

平成28年5・6月 第13号

## ～はじめに～

7月14日 午後2時～4時「ウインクあいち」にて介護事故に関するセミナーを開催します。介護を巡って介護の内容や介護事故やその他についてのクレーム対応についてお話しする予定です。申込み案内の詳細については、近日中にホームページにて掲載予定です。沢山の方のご参加をお待ちしております。

その他、ご希望のセミナーのテーマがございましたら、ご意見をお寄せ頂けると幸いです。

近日中にスマートフォン用ホームページサイトにアップする予定の中の一例です。

## ～ 法律相談事例 ～

Q モラハラの夫から逃れるため離婚したいのですが・・・。

そと面の良い夫は、会社でも親戚付き合いでも評判は悪くないようです。しかし、家では、細々としたことにまで口をはさみ、何かにつけて、「俺は正しい、おまえは間違っている」と私に決めつけた発言を繰り返します。子どももいるため我慢をしてきましたが限界です。夫は私のストレスなど関知せず子どもの前でも罵倒します。俺が食わせてやっているという態度で私の人格を否定されているように感じます。どのように離婚に向けて準備していったらよいのでしょうか。離婚は認められるでしょうか。



A 周囲からは一見なにも問題のないように見える配偶者のようですし、離婚の合意が簡単に受けられるとは思われません。離婚原因となりうる出来事を、この先、調停や訴訟という場面で立証を求められることがありますから、配偶者の支配的な意識がどのような場面で問題になったのか、無意識に支配してしまう日常的な出来事を丁寧に書き留めたり、そのために要した出費や状況を示す証拠を残していくことが必要でしょう。

これ以上同居に耐えられないのか、自分の精神的な状況を知るということも必要です。心療内科等で診療を受けてみることも場合によっては必要です。いつごろからあなたが悩んできたのかを示す材料ともなります。

耐え切れずに別居することを選択するかどうかは、子どもさんを抱えている場合や別居後の家計に不安がある場合には、そのタイミングが大切です。資産の有無や子どもの年齢等も考えながら、余裕を見て、準備していくことをお勧めします。そういった意味で、経験の多い弁護士に相談されることは有益だと思います。

人格否定の言動によっては、離婚請求が認められる可能性は低くはありませんから、あきらめないで相談してください。

## 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

5・6月も無料相談会を行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM～5:30PM  
ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

## オリンピックエンブレム問題に学ぶ・ 営業マンにも著作権の研修は必要です。



昨年7月発表された旧エンブレムが盗作騒動で白紙撤回されてから8ヶ月。4月26日、東京オリンピック2020の新エンブレムが決まりました。旧エンブレムの発表からすぐにベルギーのリエージュ劇場のロゴマークと似ているとそのマークのデザイナーから指摘があり、7月末には国際オリンピック委員会と日本オリンピック委員会に対して、エンブレム図柄の使用差止めを求める文書が送付され、納得がゆく回答が得られないということで、8月にはIOCをベルギーの裁判所に提訴しました。著作権侵害がその主張の内容ですが、どこにでも起きうるエンブレムやロゴマークのトラブルには注意が必要です。ある意味では、日本での著作権に関する無防備さや知識の無さを露呈した騒動であったともいえるのではないのでしょうか。

ロゴや標章は商標法や不正競争防止法により保護されます。一方、著作権は権利を得るための登録は必要としません。著作物を創作した時点で自然発生的に権利が生じます。商標権のように出願手続を要することなく、権利侵害を主張できるという特徴があります。

従前の東京オリンピックでも、五輪マークについて、比較的簡単な図案標章であり、このマークがオリンピックの象徴とされてきたのはその美術性によるものではないとして著作権性を否定した裁判例があります。しかし、よほど簡単な図案模様であれば著作権性が否定されるかもしれませんが、創作性があれば、著作権として保護の対象になると考えて良いでしょう。

エンブレムは紋章、記章、ドイツ語でいえばワッペンですが、学校やスポーツクラブなどのシンボルマークや自動車のボンネットにつけるメーカーのマークなど多様なものがあります。また、同様にキャッチフレーズや標語などの言語著作物にも著作権性が認められます。

創作性がある著作権が有りだと判断されれば、ロゴマークやエンブレムの図柄も似てる、似てないという著作権侵害の問題が出てきます。完全なオリジナルで偶然に似てしまったのか、元となった著作権を複製したのか(デッドコピー)、元になった著作権に手を加えて新たな著作物を作り出したものか(翻案)、が判断されることになります。アイデアが同じだからといって、直ちに類似しているとは言えませんが、従前から存在しているデザインがあれば、後行の著作物が先行の著作物に「依拠」して作成されたものでないことが必要であり、また先行の著作物がどこまで保護されるべきか保護範囲が問題となります。

ネット社会の現代において調査は欠かせません。オリンピックに限らず、権利を保有しない第三者が権利者の許可を得ずに使用する便乗商法、便乗広告(アンブッシュマーケティング)の限界もよく議論されるところです。

企業や多くの組織では、コンテンツ産業以外でも自社で製作する著作物はかなりの数に上ります。企業で著作権に関する知識を社員が持っていることは大切なことです。社員教育の研修項目の一つとして著作権に関することを取り上げることをお勧めします。 <池田桂子>